

報告第17号

資金不足比率の報告について

令和3年度決算に基づく資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、別紙監査委員の意見を付して次のとおり報告する。

令和4年9月2日提出

川崎市長 福田紀彦

令和3年度決算に基づく資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率
病院事業会計	—
下水道事業会計	—
水道事業会計	—
工業用水道事業会計	—
自動車運送事業会計	—
卸売市場事業特別会計	—
港湾整備事業特別会計	—
生田緑地ゴルフ場事業特別会計	—

- 1 川崎市に適用される経営健全化基準は20.0%である。
- 2 表中の「資金不足比率」における「—」の記号は、資金不足となっていないことを表示している。